

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	子ども医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

仙台市は、子ども医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり平成14年度に仙台市行政情報セキュリティポリシーを策定し、平成31年度には特定個人情報等の安全管理措置に関する要綱を策定した。これらに基づき、情報セキュリティや安全管理措置に関する研修や自主点検及び監査等を実施し、必要な改善措置を行っている。

・(特定個人情報を含む)個人情報を情報システム処理する業務を外部に委託する場合は、本市が定める「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき、契約前に受注者の作業体制や作業場所の実施するセキュリティ対策について現場調査し、その調査結果を本市の外部委託審査会において審査し承認を得ることとしている。また、受注者の個人情報保護責任者は、契約前に仙台市個人情報保護条例や仙台市のセキュリティ対策に関する研修を受講することとし、委託先の情報セキュリティの確保について必要な措置を行っている。

評価実施機関名

仙台市長

公表日

令和4年2月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	仙台市子ども医療費の助成に関する規則に基づき、仙台市子ども医療費助成に関する以下の事務を行う。 1. 受給者の資格管理 ①資格登録・喪失・変更の届出の受理、決定及び管理を行う。 ②資格登録者(保護者)の所得による審査を行う。 ③審査結果として受給者証の交付又は支給停止通知書の交付を行う。 ④受給者証の再交付を行う。 2. 医療費の助成 ①子どもが疾病又は負傷により、保険診療を受けた場合に、自己負担額の一部又は全部を助成する。 ②他の法令等による医療に関する給付がある場合に、助成額の調整を行う。 ③受給者の資格の変更等により過払い等が発生した場合は、返還請求及び債権管理を行う。
③システムの名称	医療助成システム(=国保・医療助成システム)、業務間連携システム、統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
子ども医療費助成情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第2項 ・仙台市個人番号の利用に関する条例(平成27年仙台市条例第66号)第3条第1項 別表第一の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	子供未来局子供保健福祉課
②所属長の役職名	子供保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	市政情報センター 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号 仙台市役所1階 022-214-1209
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	子供未来局 子供保健福祉課 助成給付係 仙台市青葉区上杉1丁目5-12上杉分庁舎8階 022-214-8202

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年7月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 3法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく条例を定める予定	仙台市個人番号の利用に関する条例(平成27年仙台市条例第66号)第3条第1項 別表第一の3の項	事後	
平成29年2月28日	I 4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	重要な変更にあたるため。
平成29年2月28日	I 4②法令上の根拠	—	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則により定められる予定。	事前	重要な変更にあたるため。
平成30年1月18日	I 1③システムの名称	医療助成システム(=国保・医療助成システム)	医療助成システム(=国保・医療助成システム)、業務間連携システム、統合宛名管理システム、中間サーバ	事後	
平成30年1月18日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則により定められる予定。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(平成28年個人情報保護委員会規則第5号)	事後	
平成30年1月18日	I 5①部署	子供未来局子育て支援課	子供未来局子供保健福祉課	事後	
平成30年1月18日	I 5②所属長	子育て支援課長 大森 武宏	子供保健福祉課長 山田 洋子	事後	
平成30年1月18日	I 8連絡先	子供未来局 子育て支援課 家庭支援係 仙台市青葉区上杉1丁目5-12上杉分庁舎8階 022-214-8202	子供未来局 子供保健福祉課 助成給付係 仙台市青葉区上杉1丁目5-12上杉分庁舎8階 022-214-8202	事後	
令和1年6月28日	新様式へ変更	I 関連情報 II しきい値判断項目 III しきい値判断結果	I 関連情報 II しきい値判断項目 III しきい値判断結果 IV リスク管理	事後	
令和1年6月28日	I 5②所属長の役職名	子供保健福祉課長 山田 洋子	子供保健福祉課長	事後	様式変更により
令和1年6月28日	II 1対象人数	平成27年4月30日 時点	令和1年5月31日時点	事後	時点の更新
令和1年6月28日	II 2取扱者数	平成27年4月30日 時点	令和1年5月31日時点	事後	時点の更新
令和3年8月10日	II 1対象人数	令和1年5月31日時点	令和3年7月31日時点	事後	時点の更新
令和3年8月10日	II 2取扱者数	令和1年5月31日時点	令和3年7月31日時点	事後	時点の更新
	I-4 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号	番号法第19条第9号	事後	法改正により生じた号ずれの反映